

高齢者の介護・福祉 ガイドブック

令和6年度版



越前市

目次

1. 高齢者福祉サービス 1

くらし

○ 食の援助

「食」の自立支援事業	1
宅配サービス	2

○ 助成

在宅介護用品（紙おむつ）費支援	3
-----------------------	---

○ 家事等生活の支援

軽度生活援助	5
寝具洗濯サービス	5
日常生活用具給付	6
福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	6
代行サービス	7
その他のサービス	8

○ その他の支援

訪問歯科診療	9
口腔機能向上事業	9
訪問歯科健診	9
理容・美容出張業務助成	9

住まい

○ 住居の改修

住宅改修費支給（介護保険）	11
住環境整備事業	11

○ 一時的な生活の場

生活管理指導	12
生活支援ハウス	13

交通

○ 車いす移動補助

外出支援サービス	13
----------------	----

○ 運賃割引サービス

福祉バス（路線バス）	14
市民バス「のろっさ」	14
タクシー運賃割引	15

見守り

○ 機器貸出・助成

緊急通報装置貸与	15
徘徊高齢者等家族支援サービス	16

○ 訪問による支援など	
家族やすらぎ支援員派遣事業	16
郵便局のみまもりサービス	16
○ 事前登録	
越前市あんしん見守りキーホルダー登録事業	17
越前市徘徊高齢者等SOSネットワーク事業	17

地域・団体への支援

○ 除雪	
地域協働事業（地域ぐるみ屋根雪下ろし支援）	18

相談

○ 無料相談	
高齢者の総合相談	18
法律相談	18
成年後見制度・遺言・相続に関する相談	19
人権相談	19
消費生活相談	19
こころの相談	19
心配ごと相談	19
暮らしと仕事の総合相談（暮らしごとさぽーと）	20
ボランティアセンター	20
認知症家族の交流・相談	20
○ 貸付制度	
生活福祉資金	20
○ 金銭の管理	
福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	21
○ 成年後見制度	
法定後見制度	21
任意後見制度	22
成年後見制度相談窓口	22
成年後見申し立て支援	22

2. 地域包括支援センターの業務

越前市認知症ケアパス	24
------------	----

3. 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

4. 介護保険のしくみ

5. 入所・入居施設一覧

キーワード別目次

1. 高齢者福祉サービス

くらし

○食の援助

「食」の自立支援事業

【内 容】 親族等の支援がなく、栄養状態の改善が必要な人に週1回弁当を自宅まで直接お届けすることで、安否確認や健康状態の確認を行います。

【事 業 者】 (令和6年2月現在)

事業者名	電話番号	配達曜日	祝日	配達地域
福井県民生活協同組合	0120-016-165	月～土	可	市内一部 ※要相談
宅配クック123	0776-33-1230	月～金	可	市内全域
ライフデリ越前店	42-7511	月～金	可	市内全域
ワークホームそら	43-5510	月～金	不可	東・国高・北日野 ※要相談
水の里しらやま	67-7256	月	不可	白山
水仙園	27-2155	火・金	可	味真野 ※配達日時 要相談
粟田部魚商組合	42-0108	火・金	可	(火) 粟田部・岡本 (金) 服間・南中山
第2和上苑	25-6400	水	不可	南・王子保
デリー弁 ぐるっぺ	090-3476-0123	月～土	不可	市内一部 ※要相談

【利用できる人】 次の全てに該当する人

- ① 市内の65歳以上の人
- ② 在宅でひとり暮らし、高齢のみの世帯の人
- ③ 親族等の援助が得られない人
- ④ 安否確認が必要な人
- ⑤ 介護保険サービス、介護予防サービスを利用していない人
- ⑥ 市税を滞納していない人

【利用料金】 1食あたり300円

【利用の方法】 長寿福祉課（⑧番窓口）又は今立総合支所に申請してください。
（申請に必要なもの）

- ① 申請書
- ② フェイスシート（ケアマネジャー等が作成）

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

越前市「食」の自立支援事業受託事業者

粟田部魚商組合

魚 栄 ☎ 42-0108 魚 清 ☎ 42-1566 魚 善 ☎ 42-0133
布 作 ☎ 42-0055 梅田魚店 ☎ 42-0069 国久魚店 ☎ 42-1027
丸 津 ☎ 43-0365

宅配サービス

【内 容】 食品・日用品やお弁当の配達を行う市内事業者です。

【事 業 者】

食品・日用品の配達

(令和6年2月現在)

事業者名	電話番号	内 容
福井県民生活協同組合	0120-016-165 月～金曜 8:30～ 20:00 土曜 9:00～ 17:00	【宅配】 カタログから商品を注文し、週1回決まった曜日、時間にお届けします(留守時でも対応)。 家の中に商品を運んだり、お届け時に注文をお聞きすることのできる福祉個配もあります(要相談)。 【買い物代行ハーツの ネットスーパーおつかいさん】 午前10時までの注文で当日午後5時までにお届けします(留守時でも対応)。
(株)平和堂 アル・プラザ武生 ホーム・サポートサービス	電話 21-8900 FAX 21-8901	月～土(祝日可) 会 員 制：年会費1,000円(税込)、 配達料1回110円(税込) 買物代行：9～12時までに電話・FAX でのご注文商品を当日配達。 来店宅配：13時までの預かり商品を当日、13時以降は翌日、土曜分は月曜配達(生鮮品、要冷蔵冷蔵品は不可)。
J A 越前たけふ (株) コープ武生	(平 出 店) 23-8781 (みどり館) 24-1717	(平 出 店) 東・西・南・吉野・神山・ 大虫・王子保地区 (みどり館) 国高・北日野・北新庄地区 正午までの注文で当日夕方までにお届け します。(月～金、祝祭日を除く)
(株) ヤスサキ グルメ館武生店 移動スーパーとくし丸	・とくし丸担当 山本 090-1392-2596 ・グルメ館武生店 21-2671	【移動販売】 (月・木) 仁愛大学～味真野方面 (火・金) 粟田部・服間方面 (水・土) 国高・村国方面
(株) ヤスサキ グルメ館武生南店 移動スーパーとくし丸	・とくし丸担当 伊藤 090-1636-1235 ・グルメ館武生南店 24-2821	【移動販売】 (月・木) 東・西・南・大虫・神山・吉野方面 (火・金) 王子保・南条方面 (水・土) 坂口・白山方面

地域の総合相談窓口

県民せいきょう
CCOP 県民せいきょう丹南

きぬき



いつまでも自分らしく

住み慣れた地域での生活をお手伝いします。

介護にお困りの方、知りたい方お気軽にご相談ください。

お問い合わせは・・・
越前市家久町49字

0778-22-5001

□お弁当の配達

(令和6年2月現在)

事業者名	電話番号	対応曜日	祝日
粟田部魚商組合	42-0108	火・金	可
ワークホームそら	43-5510	月～金	不可
宅配クック123 福井中央・丹南店	0776-33-1230	年中無休(正月3が日を除く)	可
福井県民生活協同組合	0120-016-165	月～土	可
ライフデリ越前店	42-7511	年中無休(正月3が日を除く)	可
スバル食品	0120-110-143	月～土	不可
水の里しらやま	67-7256	月	不可
デリー弁 ぐるっぺ	090-3476-0123	月～土	不可

【利用できる人】 各事業者にお問い合わせください。

【利用料金】 各事業者にお問い合わせください。

【利用の方法】 各事業者にお問い合わせください。

【問合せ先】 各事業者

○助成

在宅介護用品(紙おむつ)費支援

令和6年度から、現金支給から助成券に変更になりました。

【内容】 在宅要介護者の紙おむつ購入費用の一部を支援します。

【介護用品取扱登録事業所】

(令和6年2月現在)

事業者名	住所	電話番号	
旭薬品	住吉町9-12	22-0631	
アル・プラザ武生 平和堂薬品	府中一丁目11-2	21-8900	
賀川薬局	神明町2-26	22-0356	
(株)クスリのアオキ	吉野店	芝原三丁目4-22	42-6560
	横市店	横市町27-1-1	25-6250
	平出店	平出一丁目9-25	21-2251
	今宿店	今宿町2-1-1	42-8166
	上太田店	上太田町50-3-1	42-6125
	今立店	粟田部町46-24	43-8801
	芝原店	芝原五丁目2-14	25-5560
	高瀬店	高瀬一丁目10-25	25-5200
(株)クララ調剤薬局	住吉店	住吉町9-19	23-0012
ゲンキー(株)	粟田部店	西椋尾町3-10-1	42-6950
	国高店	国高一丁目1-2	42-6410
	上太田店	上太田町24-6-6	42-7940
	高瀬店	高瀬町一丁目54	22-2570
	武生新町店	新町10-1-6	43-6090
	平出店	本多三丁目9-19	43-5210
	武生西店	新保町3-3-1	42-6930
	サンドーム店	瓜生町41-11	25-5030
	東陽店	赤坂町5-1-2	43-5730
ココロ薬局	高瀬一丁目20-21	21-3147	

事業者名		住所	電話番号
(株) コメリ	パワー武生店	稲寄町24-12	21-3556
	今立店	粟田部町52-12	43-7055
(株) サンライフ小野谷		本多一丁目2-2	21-2265
(有) 正通瑞香堂薬局		南三丁目5-4	24-0826
スギ薬局	武生南店	妙法寺町434	43-6377
	武生中央店	中央二丁目7-5	42-8576
すみれ薬局		東千福町23-17	42-8033
ソラシド薬局		庄町1-2	24-3335
(有) 武生薬局		天王町3-25	22-0662
	シピィ店	新町7-8 シピィ1階	22-8223
(有) 丹南センター薬局		横市町7-1-2	21-3377
中部薬品(株) V・drug	高瀬店	文京二丁目1-33	22-5160
	武生店	新町3-11-1	21-1270
ニチイケアセンター	武生	国高一丁目16-16	25-5080
	今立	新在家町8-40	42-1076
日本調剤越前薬局		元町6-5	23-1711
ドラッグストア コスモス	新保店	新保二丁目3-20	23-5877
福井シルバーサービスセンター	越前店	押田一丁目3-28	42-6377
ふくし百選プランニング越前		幸町1-16 パラッツォ TAMAYA 2階	42-8545
福井県民生活協同組合 ハーツたけふ		芝原四丁目6-21	21-3982
(株) ホームセンターみつわ	武生店	畑町5-18	25-7766

【支援金額】

要介護度	支援金額
要介護2・3	1,500円/月
要介護4・5	3,000円/月

【利用できる人】 次の全てに該当する人

- ① 在宅で介護を受けている人（入院や施設入所期間は対象外です。）
- ② 常時、介護用品（紙おむつ）を使用していて、排せつに見守りを含む介助を必要としている人
- ③ 介護保険の要介護2から要介護5のいずれかに認定されている人
- ④ 介護保険料の滞納がない人

【利用の方法】 ① 長寿福祉課（⑧番窓口）又は今立総合支所で申請し、助成券を受け取ってください。

（申請に必要なもの）

申請書

委任状（窓口で本人または本人の家族以外が申請する場合）

窓口に来る人の本人確認書類

- ② 上記の事業所で紙おむつ・尿取りパッドを購入する時に助成券をご利用ください。

※ 助成券は申請した月からの支給になります。

※ 助成券は紙おむつ・尿取りパッドの購入にのみ利用できます。おつりは出ません。

※ 介護を受けている本人が、入院や施設入所されたり、お亡くなりになった場合は、助成券を返還してください。

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

○家事等生活の支援

軽度生活援助

【内 容】 在宅のひとり暮らし、高齢者のみの世帯に対し簡単な日常生活上の援助を行い自立した生活の継続ができるよう、次の支援をします。(年間上限40時間)

- ① 寝具類等大物の日干し、クリーニングの洗濯物搬出入
- ② 生垣、庭木の伐採や枝打ち(年間8時間を上限・樹高3～4mまで)
- ③ 機械による草刈や除草剤散布
- ④ 家屋の軽微な修繕
- ⑤ 玄関前の除雪

【事業者】

事業者名	電話番号
(公益社団法人) 越前市シルバー人材センター	24-5530
就労支援センターすてっぷ	29-3637

【利用できる人】 次の全てに該当する人

- ① 市内の65歳以上の人
- ② 在宅でひとり暮らし、高齢者のみの世帯の人
- ③ 親族等の援助が得られない人
- ④ 心身の障がい、傷病等の理由により、一時的に援助が必要な人
- ⑤ 住民税非課税世帯に属する人

【利用料金】 1時間あたり600円を市が支援します。

【利用の方法】 長寿福祉課(⑧番窓口)又は今立総合支所に申請してください。
(申請に必要なもの)

- ① 申請書
- ② フェイスシート(ケアマネジャー等が作成)

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

寝具洗濯サービス

【内 容】 掛け布団・敷布団・毛布それぞれ1枚の洗濯を年2回行います。

【利用できる人】 次の全てに該当する人

- ① 要介護1から5までに認定されている市内の65歳以上の人
- ② 在宅でひとり暮らし、高齢者のみ世帯などで、寝具類の衛生管理が困難な人
- ③ 市税を滞納していない人

【利用料金】

掛け布団	300円
敷き布団	300円
毛 布	100円

※ 1枚1回あたりの料金です。

※ 寝具の種類や素材によって追加料金がかかる場合があります。

(シングルサイズ以外の寝具・マット系寝具等)

【利用の方法】 長寿福祉課(⑧番窓口)又は今立総合支所に申請してください。
(申請に必要なもの)

- ① 申請書

② 調査書（衛生管理ができない理由書）（ケアマネジャー等が作成）

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

日常生活用具給付

【内容】 ひとり暮らしの高齢者などで防火などの配慮が必要な人に、下表の用具を対象者1人につき1台給付します。

品目	性能
電磁調理器	電磁による調理器で、高齢者が容易に使用できるもの

【利用できる人】 市内の65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者などで、心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要な人

【利用料金】 世帯の生計中心者の前年の所得税課税年額に応じて負担額を決定します。

※ 課税世帯に属する方は、自己負担がかかります。

※ 負担額の詳細については、下記問合せ先へご連絡ください。

【利用の方法】 長寿福祉課（⑧番窓口）又は今立総合支所に申請してください。

（申請に必要なもの）

① 申請書・同意書

② フェイスシート（ケアマネジャー等が作成）

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

【内容】 認知症高齢者、知的障がい・精神障がいなどのある方々が、できるだけ自立して地域で生活がおくれるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などのお手伝いをします。

① 福祉サービス利用のお手伝い

福祉サービス利用に関する情報の提供や相談

福祉サービス利用における申し込み手続き支援

福祉サービス利用における苦情解決制度の利用手続き

② 日常的な金銭管理のお手伝い

福祉サービスの利用料金や医療費支払いの手続き

年金や福祉手当の受領に必要な手続き

税金や社会保険料、公共料金支払いの手続き

日用品購入の代金支払いの手続き

預貯金の出し入れなどの手続き

③ 日常生活に必要な事務手続きのお手伝い

住民票の届け出に関する手続き

商品購入に関する簡易な苦情処理制度（クーリングオフ制度等）の利用手続き

④ 普段は出し入れしないような金融機関の大切な書類を貸金庫を利用してお預かりします。

保管できる書類

定期預貯金通帳、証書（年金証書、保険証書など）、実印・銀行印

【利用できる人】 市内の認知症高齢者や知的障がい・精神障がいなどがあり日常生活に不安があると思われる人

- 【利用料金】** 訪問が1回1時間以内の場合は1,200円
 1時間を超える場合は、30分ごとに600円追加
 金融機関の貸金庫を利用する場合は月500円
 ※ 生活保護を受けている方は、貸金庫利用以外の費用は無料です。
- 【問合せ先】** 越前市社会福祉協議会 0778-22-8500

代行サービス

【内容】 家事や買い物代行等を行う市内事業者です。

【事業者】

(令和6年2月現在)

事業者名	電話番号	内容
シルバー人材センター	24-5530	掃除・洗濯・食器、調理器具洗い・買い物代行等
(株)ニチイ学館	0120-212-295	掃除・洗濯・食器、調理器具洗い・調理・高齢者の見守り・買い物代行等
福井県民生活協同組合	0120-016-165 月～金曜 8:30～20:00 土曜 9:00～17:00	【きらめきくらしのサポート】 掃除・洗濯・食事作り・薬の受け取り・庭や玄関の草刈り・雪かき・家具の移動等 【移動店舗ハーツ便】 ハーツの商品を約500品目品揃えしている移動販売車です。 【買い物バス】 自宅からハーツまで決まった時間に無料で送迎しています(送迎エリアはハーツより片道15分程度)。 【灯油】 決まった曜日、サイクルで指定場所に給油します(ポリ缶・ポイラー・ドラム缶)。
弥三八	42-1018	車での移動販売(粟田部・岡本・南中山・服間地区)
ベンリー武生駅前店	0120-925-306 (通話無料) 0778-22-9585 (事務所固定電話)	不用品の戸別収集運搬処分(粗大ごみ・家電製品も可)・剪定・樹木の伐採・草抜き・草刈り・遺品整理・蜂の巣駆除・エアコン工事・ハウスリフォーム・家屋の修繕工事・家屋などの解体工事・雪かき・屋根の雪落とし・水周りの修理・トイレなどのつまり抜き・掃除・買い物代行・引っ越しの手伝い・荷物の運搬
boxエコリサイクル部	090-2377-4008	空き家の管理、活用相談・遺品整理、生前整理・不用品買取、回収・家屋解体工事・ハウスクリーニング
あいぜん訪問介護センター	21-1782	空き家の管理・遺品整理、生前整理

【利用できる人】 各事業者にお問い合わせください。

【利用料金】 各事業者にお問い合わせください。

【利用の方法】 各事業者にお問い合わせください。

【問合せ先】 各事業者

その他のサービス

【内 容】 生活の支援サービスを行う市内事業者です。

【事 業 者】

(令和6年2月現在)

事業者名	電話番号	内 容
ワークマン武生	23-5655	日常生活着・靴・手袋・合羽・下着等の注文配達
メガネのハートランド	24-3849	検眼車によるメガネの移動販売
(株)北陸電算サービス	24-3700	アルバムの電子化(DVD化)、自分史作成支援、自分史スライドショー動画製作等
テラオライテック(株)	22-5215	水道・空調・電気工事・屋根・外壁・内装リフォーム
林石油店	43-7777	日用品・防災用品の定期配達 (今立・味真野・北新庄地区)
大柳洋品呉服店	22-1718	婦人洋品、紳士洋品、呉服全般、宝飾品、バッグ、肌着類、小物雑貨類、スクール用品などの訪問販売 の他、衣料品のお直し、きもの類の汚れ落とし、丸洗い、お仕立て、各種加工など
洋服の正札堂	23-5529	来店困難な方にご自宅までお伺いして洋服のお直し (出張費無料)、紳士服全般および学生服等の出張販売
キーセンター新谷	23-6110	合鍵作成、錠前の修理、取替え、重量物(耐火金庫、物置小屋等)の移動、処分
小林マッサージ院	42-2730	難病の方の固くなった関節と筋肉をほぐします。

【利用できる人】 各事業者にお問い合わせください。

【利用料金】 各事業者にお問い合わせください。

【利用の方法】 各事業者にお問い合わせください。

【問合せ先】 各事業者

～ニチイライフ(家事代行)のお知らせ～

・掃除・調理・冠婚葬祭や通院時付き添いなど、どうしようなどと思われたら、まずはご相談ください!!



家族みんなの生活に、安心とゆとりをお届けします!



【ニチイライフお問合せ先】

- ニチイケアセンター武生:越前市国高1-16-16 ●ニチイケアセンター今立:越前市新在家町8-40
- ☎(0778)25-5080
- ☎(0778)42-1076
- お客様センター:0120-212-295

○その他の支援

訪問歯科診療

【内 容】 歯科医師が往診を行います。

【事 業 者】

(令和6年2月現在)

事業者名	電話番号	内 容
福井県歯科医師会 福井県 在宅口腔ケア応援センター	0776-21-5519	歯科医師会から担当医師が往診
たけふ生協歯科診療所	22-5666	往診

【利用できる人】 各事業者にお問い合わせください。

【利用料金】 各事業者にお問い合わせください。

【問合せ先】 各事業者

口腔機能向上事業

【内 容】 無料で歯科健診と口腔ケア指導を受けることができます。

【事 業 者】

(令和6年2月現在)

事業者名	電話番号	対 象 者
市内の歯科医院 (歯科医師会指定)	各歯科医院 (要予約)	市内の65歳以上で介護保険サービスを利用していない方

【利用料金】 無料 ※ 治療が必要な場合の治療費は、本人負担となります。

訪問歯科健診

【内 容】 自宅に訪問し歯科健診を行います。(申請前に担当ケアマネジャーにご相談ください。)

【事 業 者】

(令和6年2月現在)

事業者名	電話番号	対 象 者
福井県後期高齢者 医療広域連合	0776-54-6330	通院が困難な要介護3以上の在宅の後期高齢者被保険者で、医療や介護保険で歯磨きなどの指導(口腔ケアの管理)を受けていない方

理容・美容出張業務助成

【内 容】 在宅の要介護者が、理美容業者の出張業務を受けた場合の出張業務費を助成します。

【助成金額】 1回の利用につき2,000円、年3回まで助成します。

【事 業 者】

訪問理容師

(令和6年2月現在)

理容店名	住 所	電話番号
理容イケダ	中央1-13-3	22-4872
Relaxy hair hideaway	八幡1-95-13-23	22-2833
BAR BER	国高2-325-9	23-0513
ヘアースロン バング	幸町2-5	22-2472
ヘアースロン 大山	芝原5-12-27	22-3051
ヘアースロン OHARA	広瀬町131-25-2	22-2594
K homme Hair	深草2-5-31	22-4038
川端理容室	上太田町36-1-11	23-4825

理容店名	住所	電話番号
理容 クボタ	本多2-3-14	23-0942
QL homme	本保町19-5	24-2703
BAEBER HARE	芝原2-3-25 2階	77-4730
とこや 髪細工	池泉町5-24-1	27-2922
理容 すぎもと	東千福町16-19	23-0698
髪いんぐ谷口	四郎丸町47-9-4	23-8398
ヘアースタジオ SHIBA	芝原2-3-12	22-1816
ヘアースalon ナカムラ	深草1-16-19	22-4036
hair&relaxation Clover	千福町219	29-3660
理容 ほそかわ	蓬萊町4-22	22-3779
ヘアースalon MAEZAWA	小松2-21-27	23-0144
Cut Room クレヨン	北町27-23	23-1758
水上理容所	幸町2-2	23-4637
Men's hair BARBELESS	芝原1-6-14	22-1337
理容 アキ	塚町48-3-7	23-9877
理容 サカ工軒	村国1-3-11	22-4651
理容 山本	八幡1-93-37-1	22-2002
ヘアースalon スペース	北町43-68-11	22-8512
理容 アサヒ軒	本町6-6	22-3084

□訪問美容師

(令和6年2月現在)

美容室名	住所	電話番号
かとう美容室	宮谷町40-26	27-1166
イトー美容室	天王町5-16	23-6584
チェリー美容室	家久町88-17-10	23-8670
ラフ・アージュ	新町8-25-17	21-1142
TOSHI・HAIR	元町5-4	22-6136
ヘアースalon LimLim	塚町14-15-7	21-5505
たかしま美容室	元町5-26	22-0913
レールデュタン (介護福祉士資格有)	あおば町1-9	22-2142
チョコ美容室	粟田部町39-2-2	42-0286
ビューティーサロン月倭子	新堂町19-8	42-3660
ビューティハウス オオサカ	定友町22-1	43-0439

【利用できる人】 市内の要介護3～5の認定を受けている人で、理容所・美容所での理髪・整髪が困難な在宅の人

【利用の方法】 長寿福祉課（⑧番窓口）又は今立総合支所に申請してください。

（申請に必要なもの）

申請書

（利用の流れ）

- ① 申請書を提出します。後日郵送で助成券（3枚）が届きます。
- ② 助成券が届いたら理美容業者に連絡し、助成券を利用することや希望する日等を伝え予約してください。
- ③ 出張業務を受けたら助成券を理美容業者に渡します。

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

○住居の改修

住宅改修費支給（介護保険）

【内 容】 要支援・要介護認定を受けている人の在宅での生活を支援するため、次にあげた工事の対象経費に対し介護保険の負担割合に応じて7～9割を支給します。（対象経費の上限は20万円です。）

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 床材・通路面の変更
- ④ 扉の取替え
- ⑤ 便器の取替え

※ ①、②、⑤については、介護保険制度での福祉用具貸与や購入もあります。
詳しくは36ページをご確認ください。

【利用できる人】 要支援・要介護認定を受けている人

【利用の方法】 工事をする前に申請が必要です。

工事をする前に長寿福祉課（⑧番窓口）に相談してください。

（申請に必要なもの）

- ① 事前申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成）
- ③ 見積書（工事施工業者が作成）
- ④ 材料カタログの写し
- ⑤ 工事前の写真（撮影日付入りのもの）
- ⑥ 工事箇所の図面および住宅平面図

【問 合 せ 先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3715

住環境整備事業

【内 容】 介護が必要な高齢者の在宅での生活を支援するため、介護保険による住宅改修費支給の対象外のもので、次にあげた工事等に対対象経費の7～9割（上限80万円）を補助します。

- ① 廊下、トイレ、浴室、居室、玄関等の拡幅
- ② 車いす使用による適切な高さの洗面台、手洗い器、流し台、ガス台、調理台等の取替え
- ③ レバー式蛇口等への取替え
- ④ 階段昇降機、段差解消機の設置
- ⑤ 移動改善のための扉新設
- ⑥ 移動困難である場合の居室周辺への洋式トイレ移設及び移設に伴い必要となる給排水工事
- ⑦ 転倒時のけが予防等を目的とした壁材等の変更
- ⑧ 電気スイッチ等の高さ変更、身体状況に適した電気スイッチ等への取替え
- ⑨ 訪問介護員等の出入りのための勝手口の設置
- ⑩ 寝室内への便器の設置及び設置に伴い必要となる給排水工事

※ 上記工事以外でも対象となる場合があります。詳しくは長寿福祉課（⑧番

窓口)に相談してください。

※ 施工業者は市内業者に限ります。

※ 次の場合は補助対象外となります。

- ・対象の改修工事費が10万円未満の場合
- ・新築及び増築の場合
- ・賃貸物件に対する改修工事の場合

【利用できる人】 市内在住で次の要件に該当し、住宅改修の必要があると認められる人

① 次のいずれかに当てはまる人

(ア) 要介護3～5に認定されている人

(イ) 要介護1・2に認定され、かつ次のいずれかに該当する人

- ・車いすを利用している人
- ・障害等級が1級又は2級に相当する上肢不自由者
- ・障害高齢者の日常生活自立度がA、B、Cのいずれかに該当する人
- ・認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、Ⅳ、Mのいずれかに該当する人

(ウ) 要介護認定の申請をしている人で、(ア)又は(イ)に該当することが見込まれる人

(認定見込者の場合、補助金交付は状態区分が確定した後になります。)

② 過去に福井県の実施する住宅改修の資金助成を受けていない人

③ 本人及び世帯の生計中心者が市税を滞納していない人

【利用の方法】 工事をする前に申請が必要です。

工事をする前に長寿福祉課(⑧番窓口)に相談してください。

(申請に必要なもの)

- ① 申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャー等が作成)
- ③ 身体障害者手帳の写し(該当される人のみ)
- ④ 利用者及び生計中心者の市税に滞納なしの納税証明書(または同意書)
- ⑤ 工事箇所の図面(工事前・工事後)
- ⑥ 見積書(工事施工業者が作成)
- ⑦ 工事前の写真(撮影日付入りのもの)
- ⑧ 振込口座が確認できるもの(預金通帳など)

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3715

○一時的な生活の場

生活管理指導

【内容】 養護老人ホームに一時的(おおむね7日以内)に宿泊し、生活習慣などの指導や体調の調整を行います。

【利用できる人】 市内の65歳以上の人で、在宅において基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な人

【利用料金】 長寿福祉課にお問合せください。

【利用の方法】 長寿福祉課(⑧番窓口)に相談してください。

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

生活支援ハウス

- 【内 容】** 高齢等のため独立して生活することに不安がある人に在宅で自立した生活ができるように支援する施設です。(利用期間は6か月が上限です。)
※ 在宅生活へ復帰するための居住場所であり、リハビリ機能や身体介護を行うところではありません。
- 【利用できる人】** 市内の60歳以上のひとり暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する人及び家族による援助を受けることが困難な人で独立して生活することに不安のある人
- 【利用料金】** 利用負担金：月額上限50,000円(利用者の収入により変わります。)
光熱水費：月額12,000円
食事代(3食)：日額1,450円
- 【利用の方法】** 長寿福祉課(⑧番窓口)に相談してください。
- 【問合せ先】** 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

交通

○車いす移動補助

外出支援サービス

- 【内 容】** 移動全般に車いすが必要なため、一般の交通手段(普通乗用車等)を利用することが困難な人の移送用車両(リフト付き車両等)による居宅と医療機関等との間の利用に対して、次の回数を上限に費用の一部を支援します。
※ 介護の必要な人は介護者が同伴してください。

区 分	1か月の利用上限
住民税非課税世帯	片道4回
住民税課税世帯	片道2回
人工透析・末期がん治療中の人	片道26回 ※ 人工透析・がん治療以外の通院は片道4回

【事業者】 (令和6年2月現在)

事業者名	電話番号
(有) あいぜん	0778-21-1782
介護タクシーもも	0778-42-5666
ラル・介護タクシー	090-7749-5738
FAケアサポート(株)	090-2121-8496
鯖江高速観光(株) あい介護タクシー	0778-62-4477
サカイ介護タクシー	090-2283-1537
一期介護タクシー	080-8698-7630
すまいるケアサポート	080-9782-0738
あおやま介護企画	0776-97-5366
介護タクシー おかげさま	090-4321-8946

- 【利用できる人】** 市内の在宅で要介護認定を受けている人で、移動全般に車いすを使用しているため、普通自動車での移動が困難な人
※ 乗車券等との併用はできません。

- 【利用料金】**
- ① 市内（片道） 800円
 - ② 丹南地区（片道） 1,200円
 - ③ ①②以外の県内（片道） 1,500円
- ※ 料金は事業者へ直接納めてください。
※ 市の支援額は80,000円/月までです。上限を超えた分は自己負担になります。

- 【利用の方法】** 長寿福祉課（⑧番窓口）又は今立総合支所に申請してください。
（申請に必要なもの）
- ① 申請書
 - ② 意見書（ケアマネジャー等が作成）
 - ③ 居宅サービス計画書（第1表、第2表）の写し又は、介護予防サービス支援計画書の写し
 - ④ 身体障害者手帳の写し（該当される人のみ）

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

○運賃割引サービス

福祉バス（路線バス）

【内容】 火・木・土曜日に福井鉄道が運行する路線バスを越前市内区間に限り1回100円で利用することができます。（ただし、白山線は土曜日が運休のため、火・木・金曜日とします。）

※ 越前市外で乗車・下車した場合は、乗車地点からの通常料金がかかります。

【利用できる人】 市内在住で次のいずれかに該当する人

- ① 65歳以上の人
- ② 障害者手帳（身体・精神）の交付を受けている人
- ③ 療育手帳の交付を受けている人
- ④ 上記の①～③を介助する人

【利用の方法】 降車時に「路線バス利用券」と100円をお支払いください。

利用券は次のいずれかの場所で交付しています。

- ・社会福祉課（市役所1階 ⑨番窓口）
- ・長寿福祉課（市役所1階 ⑧番窓口）
- ・今立総合支所
- ・地域交通課（市役所3階）
- ・各地区公民館
- ・味真野出張所
- ・白山出張所

【問合せ先】 越前市役所 地域交通課 0778-22-3704

市民バス「のろっさ」

【内容】 市民バス「のろっさ」の乗車料が無期限で無料になります。

【利用できる人】 市内在住で次のいずれかに該当する人

- ① 全ての運転免許を自主返納した65歳以上の人
- ② 免許失効後に「運転経歴証明書」の交付を受けている65歳以上の人

【利用の方法】 降車時に次のいずれかの証明書を運転手に提示してください。

① 県公安委員会が交付する「運転経歴証明書」

② 市が交付する「運転免許自主返納証明書」

【問合せ先】 越前市役所 地域交通課 0778-22-3704

タクシー運賃割引

【内 容】 タクシーの運賃が1割引となります。

【利用できる人】 次のいずれかに該当する人

① 全ての運転免許を自主返納した75歳以上の人

② 免許失効後に「運転経歴証明書」の交付を受けている75歳以上の人

【利用の方法】 降車時に次のいずれかの証明書を運転手に提示してください。

証明書の種類	利用できる事業者
県公安委員会が交付する「運転経歴証明書」	県タクシー協会加盟事業者
市が交付する「運転免許自主返納証明書」	市内タクシー事業者（5社）のみ

【問合せ先】 越前市役所 地域交通課 0778-22-3704

見守り

○ 機器貸出・助成

緊急通報装置貸与

【内 容】 自宅に設置する緊急通報装置を貸与します。病気やケガなどの緊急時に利用者が緊急ボタンを押すことにより、市が委託した業者に緊急連絡を入れることができます。また、必要に応じて市委託業者から、登録された協力員への連絡や消防機関への出動要請を行うことができます。さらに、人感センサーにより規定時間に動きがない場合は、市委託業者に自動的に緊急連絡されます。

【利用できる人】 次のいずれかに該当する人

① 市内の65歳以上の在宅でひとり暮らしの人

② 市内の65歳未満で身体障害者手帳2級以上のひとり暮らしの人

①②以外で、ご希望の人は長寿福祉課へご相談ください。

【利用料金】

区 分	機器レンタル料	通信費
①、②の人	住民税非課税世帯	実費自己負担
	均等割のみ課税世帯	
	住民税課税世帯	
①、②以外の人	月額1,000円	実費自己負担

【利用の方法】 長寿福祉課（⑧番窓口）又は今立総合支所に申請してください。

（申請に必要なもの）

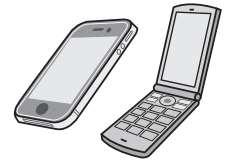
① 申請書（担当地域の民生委員の署名が必要です。）

② 同意書

③ 協力員（緊急連絡先2名）の承諾書

④ フェイスシート（ケアマネジャー等が作成）

- ※ 原則として、装置設置時に自宅の合鍵を市委託業者に預けていただきます。
- ※ 固定電話または携帯電話をお持ちの方がご利用できます。
- ※ 屋外ではご利用できません。
- ※ 入院や外泊等、長期不在にする際は事前にご連絡ください。
入院等で不在にする際、同居・施設入所等で不要となる際には事前にご連絡ください。



【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

徘徊高齢者等家族支援サービス

【内容】 徘徊高齢者に係る探知システム利用の契約をした場合、加入料金と標準充電器の購入に要する費用について、7,700円を上限として支援します。

【利用できる人】 市内の介護認定を受けているひとり歩きがみられる認知症高齢者等を在宅で介護している同居の家族で、探知システム利用の契約をした人

【利用の方法】 長寿福祉課（⑧番窓口）又は今立総合支所に申請してください。
（申請に必要なもの）

- ① 申請書
- ② 探知システム利用契約書及び領収書の写し

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

○訪問による支援など

家族やすらぎ支援員派遣事業

【内容】 認知症高齢者を抱える家族を支援するため、認知症について研修を受けたボランティア「やすらぎ支援員」が自宅を訪問し、認知症高齢者の見守りや話し相手を行います。

※ 週に4時間以内（午前8時から午後8時までの時間帯）

※ 生活援助や身体介護は受けられません。

【利用できる人】 市内の60歳以上の認知症の人で、介護保険の要支援1・2、要介護1・2のいずれかに該当する人、又は同程度と認められる人

【利用料金】 30分あたり100円

【利用の方法】 長寿福祉課（⑧番窓口）に相談してください。

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

郵便局のみまもりサービス

【内容】 ① みまもり訪問サービス

郵便局社員等が利用者宅に毎月1回訪問し、高齢者などの利用者との会話を通じて10項目の生活状況を確認します。その結果をあらかじめ登録した家族等に電子メールまたは郵送でお知らせします。 ※ 郵送は月額200円必要

利用者は、日常生活でのケガの補償が受けられ、また健康・医療・介護の相談も無料です。

② みまもりでんわサービス

利用者に毎日定時に電話にて体調確認を行い、回答内容を報告先へメールでご連絡します。（電話は自動音声です）

③ 駆けつけサービス（オプション）

もしもの時に、家族からの要請に応じて警備会社が利用者宅に駆けつけます。

【利用料金】

サービス種類		料金
① みまもり訪問サービス		月額2,500円（税込）
② みまもりでんわサービス	固定電話の場合	月額1,070円（税込）
	携帯電話の場合	月額1,280円（税込）
③ 駆けつけサービス（オプション）		月額880円（税込）（駆けつけ料は別途）

【問合せ先】 お近くの郵便局（簡易郵便局を除きます。）

○事前登録

越前市あんしん見守りキーホルダー登録事業

【内容】 市の配布するキーホルダーを携帯することで、外出先で突然倒れ、身元が確認できない場合などに、キーホルダーの番号から速やかに氏名・緊急連絡先が確認できます。

【利用できる人】 市内の65歳以上の人で、1人での外出に不安のある人

【利用の方法】 長寿福祉課（⑧番窓口）又は今立総合支所に申請してください。
（申請に必要なもの）

- ① 申請書
- ② 緊急時の連絡先2か所

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

越前市徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

【内容】 ひとり歩き高齢者等を事前に登録し、ひとり歩き、不慮の事故等が発生した場合、緊急連絡体制により当該高齢者の捜索協力の要請を行い早期発見に努めます。

【利用できる人】 市内の65歳以上の認知症高齢者等であって、ひとり歩きの心配のある人。

【利用の方法】 長寿福祉課（⑧番窓口）又は今立総合支所に申請してください。
（申請に必要なもの）

- ① 申請書
- ② 写真（上半身）

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

どこシル伝言板

※ QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

【内容】 ひとり歩き高齢者等の捜索のため、衣服や所持品等に貼るQRコード入りシールを配布します。発見者が徘徊者の衣服等にあるシール（QRコード）を携帯で読み取ることにより、事前登録した協力者に現在地を知らせることができ、早期発見に活用できます。

【利用できる人】 徘徊高齢者等SOSネットワーク登録者のうち希望者



QRコード見本

地域・団体への支援

○除雪

地域協働事業（地域ぐるみ屋根雪下ろし支援）

【内 容】 町内会で、ひとり暮らし高齢者世帯等の屋根雪下ろしを支援（屋根雪下ろしを実施または業者への依頼を支援）した場合に、その町内会を支援するための事業です。
支援金 1世帯あたり年間9,000円 ※ 町内の口座に振り込みます。

【利用できる世帯】 以下の全てに該当する世帯です。

- ① 次の(1)から(3)のいずれかに該当する世帯
 - (1) 65歳以上のひとり暮らし世帯又は世帯全員が65歳以上の世帯
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受けているひとり暮らし世帯
 - (3) 前(1)(2)に準ずると認められる世帯
- ② 越前市に住民登録をしている世帯
- ③ 屋根雪下ろしや業者への依頼を、自力または親族等で行うことが困難な世帯
- ④ 自らが居住する家屋に冬期間も居住している世帯（屋根雪下ろしの義務が家主にある借家を除く）

【利用の方法】 事前に（町内）区長へご相談ください。
実施した場合は区長を通し長寿福祉課まで報告をお願いします。

【問 合 せ 先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

相談

○無料相談

高齢者の総合相談

【内 容】 住み慣れた地域で生活を続けられるよう、高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じ、必要な助言や支援を行います。

【問 合 せ 先】 各地区の地域包括支援センター ※ 詳しくは23ページをご確認ください。

法律相談

【内 容】 福井弁護士会の弁護士が相談に応じます。

開催日時	場所（内容）	問合せ先
毎週水曜日（要予約） 13:30～15:00 ※ 祝祭日はお休みです	越前市文化センター （越前市高瀬二丁目3-3）	事前に予約が必要です。 福井弁護士会 0776-23-5255
毎週月曜日（電話相談） 15:30～17:00 ※ 祝祭日はお休みです	高齢者の方（65歳以上）を 対象とした無料電話相談で す。	予約は必要ありません。 福井弁護士会 0776-29-7180 0776-23-5288
毎月第1・3木曜日 9:30～12:00 ※ 祝祭日はお休みです	市民プラザたけふ3階 （アルプラザ武生3階）	事前に予約が必要です。 （相談日の1か月前から） 越前市社会福祉協議会 0778-22-8500

成年後見制度・遺言・相続に関する相談

【内 容】 コスモスふくい（福井県行政書士会）の行政書士が相談に応じます。事前予約が必要です。

開催日時	場所（内容）	問合せ先
4/23(火)、6/25(火) 8/27(火)、10/22(火) 12/24(火)、2/25(火)	越前市役所本庁舎1階	福井県行政書士会内 コスモスふくい 0776-27-7165

人権相談

【内 容】 差別や虐待等、様々な人権問題に関する相談に人権擁護委員が応じます。予約は必要ありません。

開催日時	場所（内容）	問合せ先
月～金曜日 8:30～17:15 ※ 土日、祝祭日は お休みです	福井地方法務局 武生支局	みんなの人権110番 全国共通人権相談ダイヤル 0570-003-110
偶数月の第3火曜日 9:00～12:00 ※ 祝祭日はお休みです	越前市役所本庁舎1階	越前市役所 市民協働課 0778-22-3293

消費生活相談

【内 容】 悪質商法などの消費生活トラブルに関する相談に応じます。

開催日時	場所（内容）	問合せ先
月～金曜日 8:30～17:00 ※ 祝祭日はお休みです	市民プラザたけふ4階 (アルプラザ武生4階)	越前市消費者センター 0778-22-3773

こころの相談

【内 容】 公認心理師（臨床心理士）がこころの問題に対して相談に応じます。

開催日時	場所（内容）	問合せ先
第2月曜日（要予約） 18:00、19:00 ※ 祝祭日はお休みです	生涯学習センター1階 面談での相談のみ	越前市役所 健康増進課 0778-24-2221
毎週月曜日 13:00～16:00 ※ 祝祭日はお休みです	社会福祉センター 電話・面談相談	社会福祉センター 0778-42-3939

心配ごと相談

【内 容】 職場・家庭・人間関係などの悩みごと相談に応じます。

開催日時	場所（内容）	問合せ先
月～金曜日 8:30～17:00 ※ 祝祭日はお休みです	市民プラザたけふ4階 (アルプラザ武生4階) ※ 電話でも相談に応じます	越前市社会福祉協議会 0778-22-8500

暮らしと仕事の総合相談（暮らしごとさぼーと）

【内 容】 生活困窮者の相談窓口です。ひとりで悩まず、まずはご相談ください。（訪問相談も行っています。）

- ・働きたくても働けない
- ・失業したため、住むところを失いそう
- ・借金や滞納で生活に困っている
- ・家計のやりくり不安がある など

開催日時	場所（内容）	問合せ先
月～金曜日 8：30～17：00 ※ 祝祭日はお休みです	市民プラザたけふ4階 （アルプラザ武生4階）	越前市社会福祉協議会 0778-22-8500

ボランティアセンター

【内 容】 普段の生活の中でボランティアの応援を必要とする方や、ボランティア活動を希望する方の相談に応じます。

開催日時	場所（内容）	問合せ先
月～金曜日 8：30～17：00 ※ 祝祭日はお休みです	市民プラザたけふ4階 （アルプラザ武生4階）	越前市社会福祉協議会 0778-22-8500

認知症家族の交流・相談

【内 容】 認知症の理解を深め、その家族に対する援助と福祉の向上を図るため、交流事業や相談事業を行っています。

開催日時	場所（内容）	問合せ先
月～金曜日 10：00～15：00 ※ 祝祭日はお休みです	認知症に関する知識や介護の仕方などの電話相談を行っています。	認知症の人と家族の会福井県支部 0776-28-2929 ・相談専用電話（無料） 0120-294-456

○貸付制度

生活福祉資金

【内 容】 市内にお住まいで、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯の経済的自立と生活の自立と安定を目指すための貸付制度です。

- 【利用できる人】
- ① 低所得世帯
資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であって、資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯（所得制限があります。）
 - ② 障がい者世帯
身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方の属する世帯
 - ③ 高齢者世帯
65歳以上の介護を必要とする方と共に生活している世帯（所得制限があります。）

【資金の種類】

① 福祉資金

低所得世帯、障がい者世帯、または高齢者世帯の方に日常生活安定化や将来の自立を図るために必要な資金をお貸しするものです。

② 総合支援資金

失業された方や日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金が必要な方で貸付を受けることで自立が見込まれる世帯にお貸しします。

③ 不動産担保型生活資金

高齢者世帯の方に、今住んでおられる居住用不動産を担保にし、将来にわたって住居に住み続けるための生活資金をお貸しします。

【貸付条件】

原則として、福井県内にお住まいの別世帯の連帯保証人が必要です。なお、連帯保証人がいる場合は、貸付利子は無利子です。(連帯保証人がいない場合でも借入は可能ですが、年1.5%の利子がつきます。)

公的給付を受給している方および受給前の方は、対象にならない場合があります。また、他の制度利用が適正と認められる場合は、他制度優先とさせていただきます。

【問合せ先】

越前市社会福祉協議会 0778-22-8500

○ 金銭の管理

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

※ 詳しくは6ページをご確認ください。

○ 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

法定後見制度

【内 容】 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度です。

<例えば> ・福祉サービス等の利用手続きができない
・施設入所等に関する契約等の手続きができない
・預貯金や不動産等の管理ができない
・悪徳商法で高価な商品、不要な商品を買ってしまう心配がある

法的な権限をもった支援者（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人に代わって契約締結や、財産管理、身上監護（住居の確保に関する契約や治療・入院、福祉施設の入退所に関する契約、費用支払いの手続きなど）を行います。

【手続き窓口】

福井家庭裁判所武生支部（越前市日野美二丁目6）
電話：0778-23-0050

任意後見制度

【内 容】 本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度です。

【手続き窓口】 武生公証役場（越前市京町二丁目1-6）
電話：0778-23-5689

成年後見制度相談窓口

【内 容】 相談は予約が必要な場合もありますので、事前に電話等でお問い合わせください。

名 称	住 所	電話番号
福井弁護士会	福井市宝永四丁目3-1 サクラNビル7階	0776-23-5255
成年後見センター・ リーガルサポート福井県支部 (福井県司法書士会)	福井市下馬二丁目314 司調合同会館	0776-36-0016
成年後見サポートセンター ぱあとなあ福井 (福井県社会福祉士会)	福井市月見三丁目2-37 NTT西日本福井南交換所ビル1階	0776-63-6277
コスモス成年後見サポートセンター 福井県支部 (福井県行政書士会)	福井市大手三丁目4-1 福井放送会館3階	0776-27-7165

成年後見申し立て支援

【内 容】 ① 成年後見制度の利用についての相談に応じます。
② 認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分で、金銭管理や福祉サービス利用の契約等のために成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、身寄りがない等の理由で申立てができない方について、市長が代わって申立てを行います。
③ 審判の申立てに要する費用の助成を行います。
④ 審判の申立てに基づき家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人または補助人に対する報酬の助成を行います。
※ ③④については、費用や報酬を負担することにより保護を必要とする状態になる等の収入に関する条件があります。

【問 合 せ 先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784
お住まいの地区の地域包括支援センター
(地域包括支援センターは23ページに掲載)

2. 地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターとは？

住み慣れた地域で安心して自分らしく生活することができるよう、保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャーの『3職種』が連携して、医療・保健・福祉・介護サービスの利用も含めた様々な問題の相談に応じ、高齢者やその家族を支える市の委託機関です。（市内6か所に設置）



例えば
こんなこと…
ありませんか？



足腰が弱ってきたな～。
からだを動かせるところ
ないかな？



介護の負担が大きくて、
イライラしてしまうな。



近所のおじいちゃん、一人
暮らしで生活出来てる？



親の物忘れがひどい！
年をとるからかな？



近所の家から、怒鳴る声か
聞こえるな。








※お住まいの地区の地域包括支援センターにご相談ください。

名称	住所	電話番号	担当地区
あいの樹地域包括支援センター	中央二丁目9-40	42-5725	西・神山・白山
越前市社会福祉協議会 地域包括支援センター	矢船町8-12-1	22-6111	北日野・北新庄・味真野
しくら地域包括支援センター	妙法寺町413・414	29-1188	南・王子保・坂口
地域包括支援センター丹南きらめき	家久町49	22-7776	吉野・大虫
地域包括支援センターいまだて	杉尾町1-24	43-1888	粟田部・岡本・南中山・服間
地域包括支援センター和上苑	瓜生町33-12-2	23-5255	東・国高

地域包括支援センターにお問い合わせください。

家族介護者交流	認知症や高齢者ケアの理解を深められるとともに家族間の交流や相談に応じています。
認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家など、誰でも気軽に集える場所です。市内に7か所設置しています。
認知症初期集中支援チーム	認知症の人や認知症の疑いのある人、その家族のもとに専門家のチームが訪問して、認知症についての困りごとや心配ごとなどの相談に対応します。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方が、援助者（「成年後見人」等）を選ぶことによってご本人の権利を守る制度です。詳細は21ページへ。

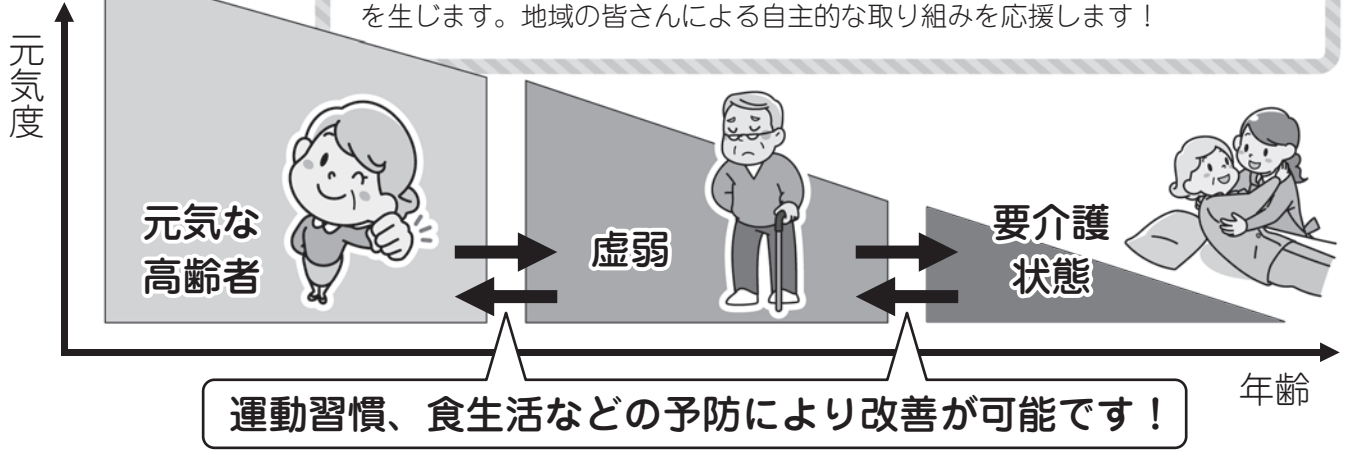
越前市認知症ケアパス

	正常なレベル～軽度認知障害 (MCI)	初期	
		健康不安	日常生活は自立
本人の様子		もの忘れ 同じ事を繰り返し聞く 片づけが苦手になる 物がなくなる 外出が億劫になる	 小銭で支払うことが苦手になる 探し物をする時間が増える 食事の支度が難しくなる 火の消し忘れ
※個人によって症状の現れ方は様々です。上記のような他の病気、環境の変化等でも同じような			
出来る事 周囲が	認知症について学び、理解する 挨拶を交わす等日頃から関わりを持つ 地域行事やボランティア等積極的に誘う	挨拶等声かけをする 本人が出来る範囲の役割を担ってもらう	
決めておきたい事 本人やまわりの人が	友人や地域とのつながりを大切にしましょう 今まで続けてきたことをやめずに続けましょう 仕事 地域での活動 ボランティア	まわりの人に相談してみましょ 地域包括支援センターに相談しましょ 一日の計画をたてて過ごしましょ 外出の機会をもちましょ	相談できる人を見 外出したり、人に
	 地域行事やボランティアなど 社会参加を行う 趣味等の活動を楽しむ 家庭内での役割を持つ	規則正しい生活を送り、見守ってもらう人 を増やしましょ 専門医を受診し薬を欠かさず飲ましょ 介護保険サービスの利用を検討しましょ かかりつけ医や専門医の受診を継続できるよう声かけや見守りを行う	
役割支援 居場所 予防	いきいきふれあいのつどい P.28		
	介護予防教室 P.28		
	いきいきシニアクラブ		
	公民館講座 ・ その他自主活動等		
	健康運動施設等		
見守り 安否確認	認知症カフェ P.23		
	民生委員・福祉推進員・老人家庭相談員や地域による見守り		
	認知症サポーター		
	緊急通報装置貸与 P.15		
	食の自立支援事業 P.1		
	あんしん見守りキーホルダー P.17		
	やすらぎ支援員派遣事業 P.16		
生活支援 介護	徘徊高齢者等家族支援サービス (GPS) P.16		
	徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業 P.17		
	軽度生活支援事業 P.5		
	代行サービスなど P.7・8 ・ 民間配食サービス P.3 ・ 民間宅配サービス P.2		
医療	福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業) P.6		
	任意後見制度 P.22		
	もの忘れ検診		
家族・ 介護者・ 住まい	かかりつけ医 ・ もの忘れ相談医 ・ 認知症サポート医 ・ 認知症疾患医療センター		
	認知症初期集中支援チーム P.23		
住まい	地域包括支援センター P.23		
	家族介護者交流事業 P.23 ・ 認知症家族の交流 P.20		
住まい	軽費老人ホーム P.42 ・ 有料老人ホーム P.43 ・ サービス付き高齢者向け住宅 P.43		

フレイル予防・元気な高齢者を応援します！

フレイルとは？

「フレイル」とは、要介護状態になる前の「虚弱」の段階である心身の機能状態をいいます。身体を動かす機会が減ったり、食事が偏ったり、人との交流が減ったりすることで、筋力低下・低栄養・うつ・口腔機能の低下・認知機能の低下が絡み合い悪循環を生じます。地域の皆さんによる自主的な取り組みを応援します！



栄養・口腔

バランスの良い食事
タンパク質の摂取
口腔ケア など



運動

ウォーキング
ストレッチ など



健康長寿 3つの柱

社会参加

人との交流
通いの場への参加 など



3. 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

① 総合事業について

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成されています。「介護予防・生活支援サービス事業」は要支援1・2の認定を受けた方や基本チェックリストで事業対象者と認定された方が対象となります。また、「一般介護予防事業」は65歳以上の全ての方が対象となり、一人ひとりの生活に合わせた介護予防教室を利用できるようになります。 ※ 支給限度額内での利用となります。

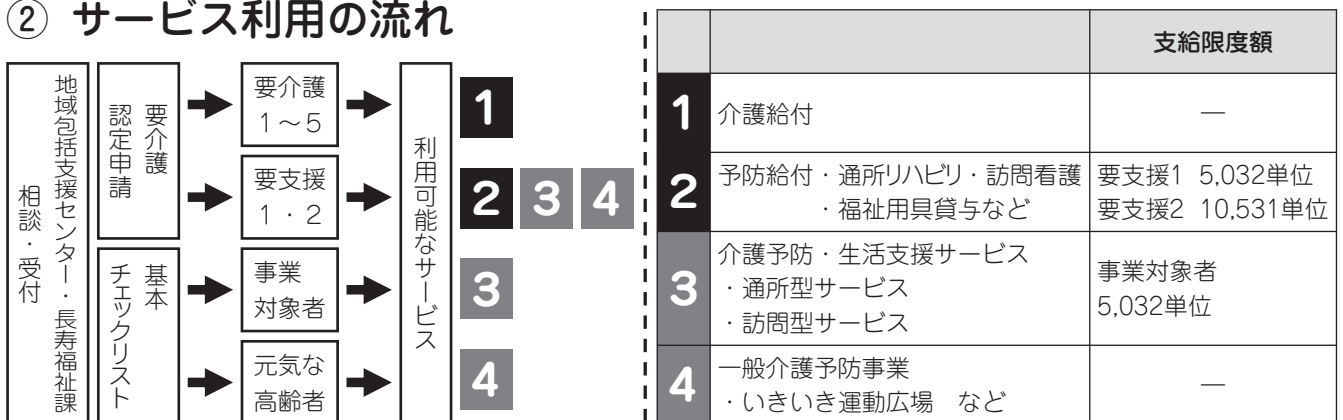
基本チェックリストは、介護認定を必ずしも受けなくても、必要なサービスが利用できるよう、本人の状況を確認ツールとして用いるものです。ご自分でチェックしてみましょう。1つでもチェックがついたら、地域包括支援センターか、市長寿福祉課へご相談ください。



<input type="checkbox"/>	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか
<input type="checkbox"/>	15分続けて歩いていますか
<input type="checkbox"/>	この1年間に転んだことがありますか
<input type="checkbox"/>	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
<input type="checkbox"/>	お茶や汁物等でむせることがありますか
<input type="checkbox"/>	口の渇きが気になりますか

「基本チェックリスト」一部抜粋

② サービス利用の流れ



※ 介護予防・生活支援サービスを利用する場合は、ケアプランが必要です。ケアプランは、ケアマネジャーがあなたに代わって作成することができます。ケアマネジャーは各自で依頼することになります。

③ 総合事業のサービス

【通所型サービス】 通いのサービス 上から順にご検討ください。

こんな相談
 ・自宅にこもってばかりだから、どこかで運動したい
 ・最近弱ってきた気がする・・・
 ・予防のために体を動かしたい など



① 「いきいきふれあいのつどい」に参加されていますか？

YES

NO

②
 ・月1回では物足りない
 ・もっと運動したい
 ・行きたい教室がある

まずは、「いきいきふれあいのつどい」に参加してみませんか？
「いきいきふれあいのつどい」 町内のつどいは、ご存知ですか？
 つどいに参加することで、身体機能の維持・向上、介護予防になります！
 内容：介護予防教室、レクリエーション、季節の行事、趣味活動、スポーツ活動、談話等
 会場：各町内（地区）の公民館・集会所・生活改善センター等
 日程：月1～2回程度（各団体による）

「一般介護予防教室」に参加してみましょう！

名称	内容	料金	日程	会場
いきいき運動広場	映像・音源による運動指導 (前年度からの継続者対象)	100円/回	週1回	市内公共施設等
いきいき運動広場パワー	市オリジナル体操・みんなの体操等 (今年度新規参加者対象)	100円/回	週1回	市内公共施設等
男の貯筋講座	マシンを使わない筋力トレーニング、 体力測定、栄養のミニ指導等	100円/回	週1回程度	市内公共施設等
のうりよくアップ教室	体力測定、足腰の運動、認知症予防の ための運動や講座	200円/回	(全10回 3か月間)	市内公共施設等

※この他にも地区の公民館等で運動教室があります。詳細は公民館にお問合せください。

・自分（家族）ではどうしても会場まで行けない
 ・保健・医療・リハビリ等の専門職の方に指導してもらいたい
 ・生活機能の低下要因を探り、個別のプログラムで生活機能の
 改善・維持をしたい

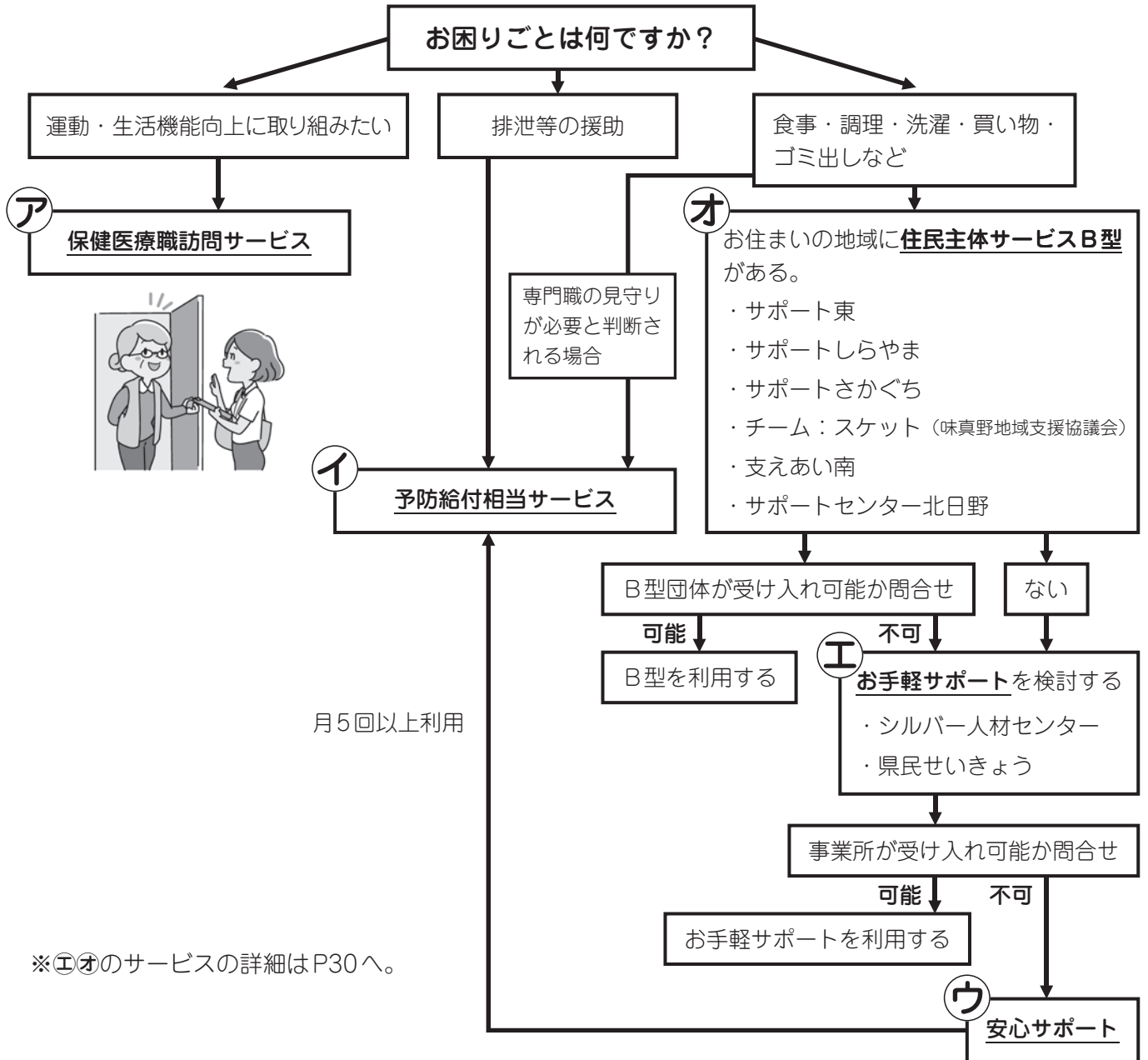
+ より見守りが必要



④
 ・基準緩和サービスA型
 (3時間未満)
 ・予防給付相当サービス
 (3時間以上、食事)

③
短期で元気教室（短期集中予防サービスC型）に参加してみましょう！

会場	お問合せ先	エリア（送迎つき）
デイケアしくら	池端病院 ☎29-1133	王子保、南、坂口（一部）、白山、北日野
丹南きらめきTudotte	福井県民生活協同組合 ☎22-5001	東、西、南、神山、吉野、国高、大虫、王子保、 北新庄、北日野（要相談）
社会福祉センター	ほっとリハビリシステムズ ☎29-3000	国高、北新庄、北日野、味真野、粟田部、岡本、 南中山、服間

【訪問型サービス】 自宅で受けるサービス 上から順にご検討ください。



	名称	内容	対象者
ア	保健医療職訪問サービス (短期集中予防サービスC型)	保健医療職（リハビリテーション専門職等）による日常生活の中で必要な相談・指導等 	事業対象者 要支援1・2
イ	予防給付相当サービス	訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、身体介護や生活支援（生活援助）を行う【概ね60分】 (例) 食事・排泄・掃除・洗濯・買い物・調理など 	
ウ	安心サポート (基準緩和型サービスA1型)	訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、軽易な生活支援（生活援助）を行う【概ね60分】 (例) 掃除・洗濯・買い物・調理など	

介護予防・生活支援サービス 訪問型サービス

① お手軽サポート（基準緩和サービスA2型）

名 称	シルバー「きずなサービス」
サービス利用料金	1時間600円/回 ※ 自動車使用の場合500円別途
サービス内容	生活支援（掃除・洗濯・ゴミ出し・買い物代行 など）
サービス提供時間帯	8:00～17:00
サービス提供エリア	越前市内全域（ただし、シルバー登録会員がいない地域があるためお断りする場合があります。）
連絡先	公益社団法人 越前市シルバー人材センター TEL：24-5530 FAX：24-5539

名 称	きらめきくらしのサポート
サービス利用料金	1時間600円/回 ※ 交通費別途、年登録料1,000円が必要です。 ※ 土・日・祝は1時間あたり100円増しとなります。
サービス内容	掃除、洗濯、簡単な調理、買い物代行、薬の受け取り、配膳・下膳、ベッドメイキング、衣類の整理、サービスの準備等
サービス提供時間帯	9:00～19:00
サービス提供エリア	越前市全域
連絡先	県民せいきょうきらめきくらしのサポート事務局 TEL：0776-52-0655

② 住民主体サービスB型

地区住民による、支え合いとして実施している活動です。サービス内容については、各団体にお問い合わせください。

名 称	地区	連絡先	受付時間
サポート東	東	23-8694	火～金曜日 10:00～12:00
サポートしらやま	白山	090-2835-9633	月～金曜日 10:00～12:00
サポートさかぐち	坂口	080-8990-4458	火～金曜日 10:00～12:00
味真野地域支援協議会 チーム：スケッチ	味真野	27-8588	月～金曜日 9:00～11:00
支え合い南	南	080-8695-8141	火～土曜日 9:00～12:00
サポートセンター北日野	北日野	090-8968-1823	

4. 介護保険のしくみ

① 介護保険制度について

介護保険制度は、越前市が保険者となって運営しており、40歳以上のおなさんが、加入者（被保険者）となり納めている保険料が大切な財源になっています。介護や支援が必要と認められたら、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

介護保険に加入する人は65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）に分かれており、保険料の計算方法やサービスを利用できる条件が異なります。

② 介護保険料について

40歳以上65歳未満の方の保険料は加入している医療保険者ごとの計算方法により決められていますが、65歳以上の方の保険料は、越前市で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得などに応じて決まります。

越前市の介護保険料段階			
所得段階	所得段階の説明	保険料算式	1年間の保険料
第1段階	①生活保護を受けている人 ②世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.25 (注1)	17,670円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額(注2)と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人で、かつ、第1段階に該当しない人	基準額×0.485 (注1)	34,280円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人で、かつ、第1段階に該当しない人	基準額×0.685 (注1)	48,410円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.85	60,070円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	基準額 (基準月額)	70,680円 (5,890円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	84,810円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	91,880円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	106,020円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	120,150円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	134,290円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1	148,420円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3	162,560円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.4	169,630円

※ 注1 第1～3段階の介護保険料については、公費により引き下げられています。

※ 注2 自然災害等で損害を受けたり、生活困窮と認められる人は、申請により介護保険料軽減を受けられる場合があります。

③ 介護保険料の納め方

介護保険料は、受給している年金が年額18万円以上の人は、年金天引きで納めていただくことになります。ただし、次の場合は介護保険料の一部又は全部を一時的に納付書払いや口座振替で納めていただくことがあります。

(1) 納付書払いや口座振替* になる場合

次のいずれかの場合は、納付方法が納付書払いや口座振替になります。

7月の年間保険料の決定後に介護保険料が増額になった	▶増額分が納付書払いや口座振替になります。
65歳になった 老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった 他市町村から転入してきた	▶年金天引きが開始されるまでは、納付書払いや口座振替になります。 ※年金天引きの開始時期については、下記「(2)年金天引きの開始時期」をご覧ください。
介護保険料が減額になった 年金が一時差し止めになった	▶納付書払いや口座振替になります。ただし、翌年4月に年金天引きできる状況になった場合は、翌年10月から年金天引きが再開されます。

※口座振替を希望される場合は、市内金融機関窓口又は税務課（⑩番窓口）で口座振替の手続きをしてください。
口座振替の詳しい手続き方法はこちら→



(2) 年金天引きの開始時期

年金天引きは、市から年金天引きの対象になる介護保険被保険者を年金支払者（日本年金機構、共済組合等）に通知し、年金支払者側で年金天引きの準備が整うと開始されます。

65歳になった月*・転入した月	年金天引きが始まる時期の目安
4～9月	翌年4月
10・11月	翌年6月
12月	翌年8月
1月	8月
2・3月	10月または翌年4月 (年金の種類によって開始月が異なる場合があります。)

※1日生まれの人は、誕生月の前月です。(例：4月1日生まれの人は、3月が65歳になった月となります。)

(3) 保険料の決定と納付時期について

介護保険料は、毎年7月に決定し、保険料額決定通知書で通知します。

年金天引き（特別徴収）の納付時期

2月	4月 仮徴収	6月 仮徴収	8月 仮徴収	10月 本徴収	12月 本徴収	2月 本徴収
----	-----------	-----------	-----------	------------	------------	-----------

※介護保険料は7月に決定するため、4月、6月、8月は、2月と同額を年金から引き落とします。(仮徴収)

※4月、6月、8月の保険料額に変更がある場合は、4月に保険料仮徴収額通知書をお送りします。

※10月、12月、2月は、7月に決定した年額から4月、6月、8月に納めていただいた額を除いた金額を3回に分けて年金から引き落とします。(本徴収)

納付書又は口座振替（普通徴収）の納付時期（令和6年度）

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日	1月31日	2月28日

④ 申請から介護サービスを利用するまで

- (1) **相談・申請** 介護保険制度やサービスの利用などに関する相談は、市長寿福祉課、地域包括支援センター、ケアマネジャーなどが受け付けます。
また、申請は市長寿福祉課、今立総合支所で受け付け、本人や家族などのほか、ケアマネジャーが代行申請もできます。
- (2) **訪問調査** 市の調査員が自宅や病院などに伺い、食事や入浴、日常生活動作などに関する調査を行います。また、主治医に対し心身の状況について意見書を求めます。
- (3) **認定審査** 保健・医療・福祉の専門家で構成する「介護認定審査会」が、訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護の必要性の有無や程度などについて審査します。
- (4) **認定結果の通知** 介護が実際にどの程度必要か判定され、その認定結果が通知されます。非該当（自立）と認定された方は、介護保険のサービスは受けられませんが、介護予防事業などのサービス（P27参照）を利用できる場合があります。
- (5) **ケアプランの作成** 介護サービスは、認定を受けた人がケアマネジャーに依頼（契約）して作成されたケアプランをもとに利用します。
○ケアマネジャーとは、利用者の心身の状況に合わせて介護サービスを計画してくれる専門家（介護支援専門員）のことです。
○ケアプランとは、介護サービスや施設選びに関して本人や家族と話し合っ
て作成される計画書のことです。
- (6) **介護サービスの利用** ケアプランに基づいて在宅や施設でのサービスが受けられます。サービスを利用するときは、かかった費用の一部（1割～3割）（P34⑥参照）を自己負担します。

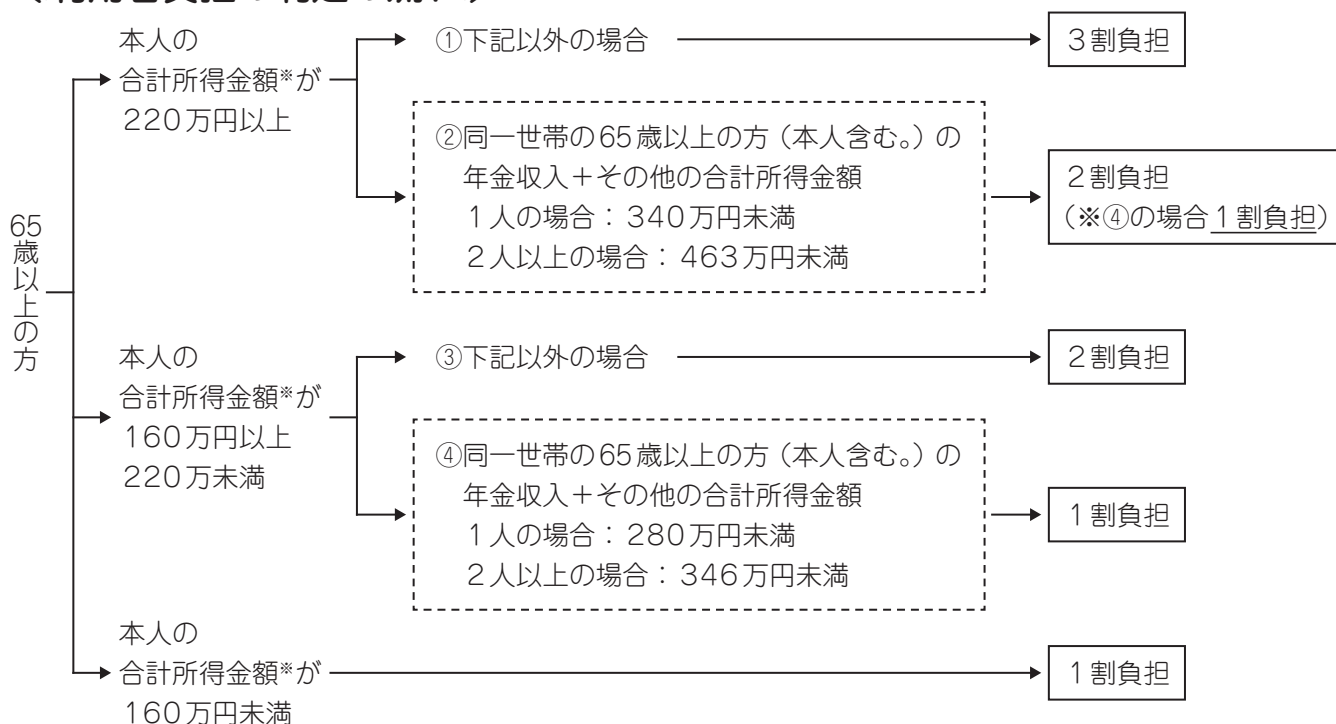
⑤ 要介護度ごとの利用限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額	利用者負担
要支援 1	50,320円	左欄の支給限度額の範囲内でサービスを利用した場合、利用額の一部（1割～3割）が自己負担となります。支給限度額を超えて利用した場合、超えた分は全額自己負担となります。
要支援 2	105,310円	
要介護 1	167,650円	
要介護 2	197,050円	
要介護 3	270,480円	
要介護 4	309,380円	
要介護 5	362,170円	

⑥ 介護サービス利用時の負担割合について

総合事業の対象の方、要介護（支援）認定を受けているすべての方に「介護保険負担割合証」を交付します。

《利用者負担の判定の流れ》



- 市民税の所得更正があった方、世帯の方に異動（転出入・転居・死亡・65歳到達等）があった方、65歳になった方等は、年度途中で負担割合が変更になる場合があります。
- 64歳以下の方、本人が市民税を課税されていない方、生活保護を受給されている方は、所得金額にかかわらず、1割負担となります。

⑦ 高額介護サービス費

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

※ 該当する方には、市から「支給申請書」をお送りします。

「支給申請書」が届いた人は、必要事項を記入のうえ、市にご提出ください。

一度「支給申請書」を提出した人は、次回から申請書の提出は不要です。

⑧ 高額医療・高額介護合算制度

1年間（8月から翌年7月）に支払った健康保険と介護保険の自己負担の合計額が定められた限度額を500円以上超えた場合に支給されます。

※ 該当する方には、医療保険者から「支給申請書」をお送りします。

⑨ 介護保険負担限度額認定制度

(施設・短期入所サービス利用時の食事・居住費の軽減)

施設サービスや短期入所サービスを利用する際の食費・居住費（滞在費）が次の要件に該当する方は、申請により負担する金額が軽減されます。（毎年度申請が必要です。）

[軽減の対象となる方]

(1) 所得要件

世帯全員（世帯が違う配偶者（内縁関係の方）を含む。）が市民税非課税であること。

(2) 資産要件

預貯金等が定められた額以下であること。

⑩ 介護保険のサービスを利用する場合の注意点

- 介護保険料を滞納している方が介護保険のサービスを利用した場合、滞納期間により保険給付が制限されることがあります。
- 交通事故などの第三者の行為によって介護保険サービスを利用する場合は、必ず市へ連絡してください。（示談をする前に連絡をお願いします。）

⑪ 介護保険のサービス

在宅サービス

	サービスの種類	サービスの内容
自宅で受けるサービス	・訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。
	・訪問入浴介護 ・介護予防訪問入浴介護	介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。
	・訪問看護 ・介護予防訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
	・訪問リハビリテーション ・介護予防訪問リハビリテーション	居宅での日常生活能力を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。
	・居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通って受けるサービス	・通所介護 (デイサービス)	施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、日常生活能力のための支援を日帰りで行います。
	・通所リハビリテーション (デイケア) ・介護予防通所リハビリテーション	施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

	サービスの種類	サービスの内容
入所 短期間	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活／療養介護（ショートステイ） ・介護予防短期入所生活／療養介護 	福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
居宅での暮らしを支える	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与 ・介護予防福祉用具貸与 	<p>日常生活の自立を助けるための福祉用具（車いす、特殊寝台、歩行器、つえ、手すりなど）を貸与します。</p> <p>※ 介護度により貸与できないものがあります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定福祉用具販売 ・特定介護予防福祉用具販売 	<p>排泄や入浴などに使用する福祉用具（腰掛便座、入浴補助用具など）を購入した際に、購入費を支給します。</p> <p>※ 同一品目は原則1回のみが支給対象です。</p> <p>※ 対象経費の上限は同じ年度内（4月から翌3月）で10万円です。（購入費に対し負担割合に応じて7～9割を支給）</p> <p>※ 購入前に必ず契約しているケアマネジャーが市に相談してください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修費支給 ・介護予防住宅改修費支給（P11参照） 	<p>排泄、入浴、外出など日常生活動作の自立を助けるための住宅改修をした際に、費用を支給します。</p> <p>※ 対象となる工事：手すりの取付け、段差の解消、床材・通路面の変更、扉の取替え、便器の取替え</p> <p>※ 対象経費の上限は一人につき20万円です。（工事費に対し負担割合に応じて7～9割を支給）</p> <p>※ 工事前に必ず契約しているケアマネジャーが市に相談してください。</p>
在宅に近い暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 	有料老人ホーム等に入所している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

地域密着型サービス ※ 原則として他の市町のサービスは利用できません

	サービスの種類	サービスの内容
住み慣れた地域での生活を支援	小規模多機能型居宅介護（含介護予防）	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（含介護予防）	<p>認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活をします。</p> <p>※ 介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援2の人のみ</p>
	認知症対応型通所介護（含介護予防）	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能をあわせもったサービスで状態に応じ医療のニーズの高い利用者に対し適切なサービスが受けられます。

	サービスの種類	サービスの内容
住み慣れた地域での生活を支援	地域密着型介護老人福祉施設	定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設です。
	地域密着型通所介護	定員が19人未満の小規模な通所介護事業所です。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と随時の対応を行います。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入所している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

施設サービス ※ 要介護1～5の人が利用できます（要支援1・2の人は利用できません）

	サービスの種類	サービスの内容
施設に入所する	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活の支援や介護が受けられます。 ※ 原則として要介護3以上の方が対象です。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
	介護医療院	長期の療養が必要な人が入所して、医療・看護・介護・リハビリテーションや日常生活上の支援を受けられます。

共生型サービス


平成30年4月から、高齢者や障がい児・者が同じ事業所でサービスを利用できるようになりました。事業所は市の指定を受ける必要があるため、ご利用を検討される場合は市にご相談ください。

医療法人 **野尻医院** 内科・小児科 夕方7時まで
 〒22-5108 平出1丁目12-37 TEL 22-5108

複合型デイサービス「てまり」 小さなデイサービスです。我が家のようにゆっくりお過ごしください。

地域交流カフェ お気軽にどうぞお越しください♪

みんなのしゃべり場「てまり茶屋」 毎週水曜日13:00～16:00



⑫ 越前市内の居宅サービス事業所一覧

(行政区順)

	事業所名称	所在地	電話番号
居宅介護支援事業所 (ケアマネジャー)	居宅かいごしえん府中	府中1-3-5	22-1084
	居宅介護支援センターおいで	堀川町3-14	21-5454
	サンライフ小野谷	蓬萊町6-24	21-1068
	ふくし百選プランニング越前	幸町1-16 (パラッツォTAMAYA2階)	42-8545
	ケアセンターふじ	北府3-5-1	22-0234
	いきいき居宅介護支援事業所	高瀬2-4-22	22-2500
	居宅介護支援センター あいの樹	中央2-9-40	21-2886
	ケアフルハウス居宅介護支援センター	広瀬町153-12-2	22-0030
	県民せいきょう居宅介護支援事業所(丹南)	家久町49	22-5001
	ニチイケアセンター武生	国高1-16-16	25-5080
	東武介護支援センター	横市町6-3	21-1155
	さわやか介護支援センター	塚町214	21-5800
	あいしん居宅介護支援事業所	瓜生町45-11	23-3821
	和上苑居宅介護支援事業所	高木町12-7-1	23-1114
	ほっとマネージメント	高木町111-2	21-5208
	アスピカ居宅介護支援センター	新保町20-31	43-6292
	レッツ居宅介護支援センター	新保1-5-2	42-6822
	しくらケアプランステーション	今宿町8-1	21-3333
	越前市社会福祉協議会 ケアマネジメントサービスセンター	矢船町8-12-1	25-0005
	居宅介護支援 いっぷく	黒川町114-61-1	28-1101
はながたみ介護支援センター	粟田部町33-1	42-1800	
メゾンいまだて 指定居宅介護支援センター	東樫尾町8-38	43-0202	
通所 リハビリテーション (デイケア) 事業所	林病院リハビリテーションセンター 通所事業部	府中1-3-5	22-0336
	サンライフリハセンター	蓬萊町6-24	22-8835
	シルバーケア藤	北府3-5-1	22-8821
	シルバーハイツ武生	中央2-9-40	21-3111
	デイケアしくら	今宿町8-1	23-0150
	デイケア はながたみ	粟田部町33-1	42-0011
通所介護 (デイサービス) 事業所	えっほ わかたけ	堀川町9-15	29-3500
	デイサービスセンターわかたけ	本多2-3-19	25-5252
	デイサービスパワーリハビリアイ	本多1-12-3	21-5833
	いきいきデイサービス	高瀬2-4-22	22-2500
	デイ・フィットネス 楽らく 越前南店	東千福町10-19	22-5350
	しくらデイ明日花	千福町328	25-5522
	ケアフルハウスデイサービス	広瀬町153-12-2	22-0030
	県民せいきょう丹南きらめきデイサービス	家久町49	22-5001
	ニチイケアセンター武生	国高1-16-16	25-5080

	事業所名称	所在地	電話番号
通所介護 (デイサービス) 事業所	さくら倶楽部	横市町4-5	21-1307
	いちばん介護デイサービスセンター	瓜生町31-1	22-0055
	デイサービスセンター和上苑	瓜生町33-19-4	23-4565
	ほっと地域リハビリセンター	高木町55-11-15	21-5208
	リハフィットほっとチャレンジ越前	高木町55-11-18	29-3000
	レッツデイサービス横根	横根町12-4-1	43-5311
	デイサービスセンター第2和上苑	白崎町34-2-1	25-6363
	越前市社会福祉協議会 デイサービスセンター芦山	矢船町8-12-1	25-0070
	越前市社会福祉協議会 デイサービスセンターいまだて	杉尾町1-27-1	43-1212
	デイサービスセンター メゾンいまだて	東椋尾町8-38	43-1800
訪問介護事業所 (ホームヘルプ)	訪問介護ステーション府中	府中1-3-5	24-3610
	和上苑ホームヘルプ	本多2-3-19	23-6611
	あいぜん訪問介護センター	広瀬町131-23	21-1782
	訪問介護サービスケアフルハウス	広瀬町153-12-2	22-0030
	県民せいきょうホームヘルプサービス(丹南)	家久町49	22-8611
	ニチケアセンター武生	国高1-16-16	25-5080
	いちばん介護	瓜生町31-1	22-0055
	ほっとヘルパーステーション	高木町111-2	21-5208
	レッツ訪問介護ステーション	横根町12-4-1	43-5633
	越前市社会福祉協議会 ホームヘルプサービスセンター	矢船町8-12-1	22-3233
	指定訪問介護 いっぷく	黒川町114-61-1	28-1101
	ニチケアセンター今立	新在家町8-40	42-1076
訪問入浴介護事業所	越前市社会福祉協議会 訪問入浴サービスセンター	矢船町8-12-1	25-0070
訪問看護事業所	訪問看護ステーション府中	府中1-3-5	24-3610
	訪問看護ステーション ひだまり	本多1-8-41	25-6008
	すずらん看護サービスステーション	中央2-9-40	21-1808
	医療法人 野尻医院 居宅介護支援センター	平出1-12-37	22-5108
	ケアフルハウス訪問看護ステーション	広瀬町153-12-3	22-0030
	訪問看護ステーション こころ	家久町90-8-31	42-6225
	訪問看護ステーション えちぜん	国高2-44-3-9 松原ビル1F西	42-6604
	東武内科外科クリニック	横市町6-3	21-1155
	さわやか訪問看護ステーション	塚町214	21-5800
	ライフケアリング 蕾	瓜生町31-1	42-7322
	ほっとリハビリ訪問看護ステーション	高木町55-11-11	21-5208
	しくら訪問看護ステーション	今宿町8-1	21-5555
	訪問看護ステーションいまだて	粟田部町33-1	42-1800

	事業所名称	所在地	電話番号
訪問 リハビリテーション 事業所	医療法人 林病院 リハビリテーションセンター	府中1-3-5	24-5508
	医療法人 斎藤医院	北府3-5-1	22-0234
	池端病院 訪問リハビリテーションセンター	今宿町8-1	23-0150
	一般財団法人 今立中央病院	粟田部町33-1	42-1800
短期入所生活介護・ 短期入所療養介護 (ショートステイ) 事業所	ショートステイ いちばん星	瓜生町31-1	22-0055
	第3和上苑	高木町12-7-1	23-0700
	ほっとリハビリショートステイ	高木町55-11-18	29-3000
	第2和上苑	白崎町34-2-1	25-6400
	水仙園	萱谷町4-9-1	27-2155
	短期入所生活介護センター メゾンいまだて	東榎尾町8-38	43-1800
	医療法人 斎藤医院	北府3-5-1	22-0234
	シルバーケア藤	北府3-5-1	22-8821
	シルバーハイツ武生	中央2-9-40	21-3111
	池端病院	今宿町8-1	23-0150
介護医療院 今立中央病院	粟田部町33-1	42-1800	
福祉用具貸与・ 特定福祉用具販売 事業所	サンライフ小野谷	本多1-2-2	21-2265
	いちばん介護 福祉用具貸与事業所	瓜生町31-1	22-0055
	ほっとリハビリ福祉用具センター	高木町55-11-11	21-5208
特定施設入居者 生活介護	フォーユーエクセルわかたけ	堀川町9-15	22-6767
	サンライフ小野谷	蓬萊町6-24	21-1068
	ケアフルハウス	広瀬町153-12-2	22-0030
	ケアハウス ファミールほのか	氷坂町46-41-2	23-9889
	ロイヤルほっとクラブ	高木町55-11-18	29-3000
	特定非営利活動法人 ケアホームいっぷく しらやま山荘	黒川町114-61-1	28-1101

地域密着型事業所一覧

	事業所名称	所在地	電話番号
小規模多機能型 居宅介護事業所	小規模多機能ホーム 藤の里	国府2-8-33	43-5505
	小規模多機能ホーム こころ	本多1-8-12	23-2022
	小規模多機能 いきいきホーム	高瀬2-4-22	22-2500
	県民せいきょう小規模多機能ホーム 丹南きらめきハウス	家久町49	22-5011
	小規模多機能ホーム ほがら家	瓜生町31-1	21-5588
	小規模多機能型居宅介護 わきあいあいわかたけ	高木町12-7-1	25-1800
	小規模多機能ホーム かのん	横根町12-4-1	43-5328
	アスピカケアセンターたけふ 小規模多機能ホーム	新保町20-31	43-6242
	小規模多機能型居宅介護 王子保ホーム	四郎丸町61-1-12	42-7765

	事業所名称	所在地	電話番号
小規模多機能型 居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所・ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 おいで家	粟田部町42-6-1	43-1900
	小規模多機能いきいきホーム サテライト 和紙の里ホーム	大滝町25-23-1	42-0250
看護小規模多機能型 居宅介護事業所	看護小規模多機能ホーム ひだまり	本多1-8-41	25-6001
	看護小規模多機能ホーム ケアフルハウス	広瀬町153-12-3	22-0030
	活き生きほっと倶楽部	高木町111-2	21-5208
	看護小規模多機能ホーム クローバー	杉尾町1-24	42-6067
地域密着型 通所介護事業所	デイサービスセンター オアシス	堀川町3-14	21-5454
	複合型デイサービス「てまり」	平出1-12-37	22-5108
	吉野デイサービスセンターほのか	氷坂町46-41-2	22-9229
	デイサービスいっしょ家	家久町74-14-1	29-3280
	くるみの森 武生	国高2-322-7	42-8936
	レッツデイサービス新保	新保1-5-2	42-5111
	越前市社会福祉協議会 デイサービスセンター やふね	矢船町8-12-2	25-0113
	総合支援センターわかたけ	西谷町33-10-2	21-0300
	デイサービス ふう	小野谷町4-1-10	43-5596
認知症対応型 通所介護事業所	越前市社会福祉協議会 デイサービスセンター つねひさ	常久町1-15-1	25-0550
	県民せいきょう丹南きらめき あったかホーム（BLG 丹南）	家久町49	22-5002
	デイサービスセンター らくらく	稲寄町12-8-5	22-2120
	認知症対応型通所介護事業所 いこいの家	粟田部町42-5-4	43-1906
認知症対応型 共同生活介護事業所	グループホーム 藤の都	北府3-7-25	25-6002
	グループホーム 藤の園	北府3-10-21	25-5001
	アクティブケア あいの樹	小松1-5-4	21-2110
	県民せいきょう丹南きらめきグループホーム	家久町49-4-1	22-7760
	グループホームらくらく	稲寄町12-8-5	22-2120
	ラポールわかたけ	瓜生町33-15-1	25-5800
	極ほっと倶楽部	高木町111-2	21-5208
	グループホーム らいふ	横根町12-4-1	43-5406
認知症対応型 共同生活介護事業所 ゆうゆうの家	粟田部町42-6-1	43-1900	
地域密着型 介護老人福祉施設	地域密着型特別養護老人ホーム メゾンいまだて	東檜尾町8-38	43-1800
定期巡回随時対応型 訪問介護看護事業所	レッツ定期巡回ステーション	横根町12-4-1	43-5633
	定期巡回ステーションひだまり	本多1-8-41	25-6112
地域密着型特定施設 入居者生活介護	藤の杜	北府3-12-71	25-5000

5. 入所・入居施設一覧

(1) 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

在宅での生活が困難な常時の介護を必要とする要介護者に対し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他のほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス、機能訓練、健康管理等を行う施設

番号	名称	所在地	定員	電話番号
1	第2和上苑	白崎町34-2-1	130	25-6400
2	第3和上苑	高木町12-7-1	80	23-0700
3	水仙園・第2水仙園	萱谷町4-9-1	80	27-2155
4	メゾンいまだて	東樫尾町8-38	60	43-1800

(2) 介護老人保健施設

病状が安定している要介護者に対し、在宅復帰を目指し、看護、医学的な管理の必要となる介護、機能訓練、その他のほかの必要な医療、日常生活上のサービスを提供する施設

番号	名称	所在地	定員	電話番号
1	シルバーハイツ武生	中央二丁目9-40	140	21-3111
2	シルバーケア藤	北府三丁目5-1	90	22-8821

(3) 介護医療院

療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的な管理の必要となる介護、機能訓練、その他のほかの必要な医療、日常生活上のサービスを提供する施設

番号	名称	所在地	定員	電話番号
1	笠原病院 介護医療院	塚町214	32	23-1155
2	介護医療院 今立中央病院	粟田部町33-1	38	42-1800

(4) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

比較的低額で、身体機能の低下等が認められる高齢者等に対し、食事の提供その他日常生活上必要な支援を提供する施設

番号	名称	所在地	定員	電話番号
1	ファミリーほのか	氷坂町46-41-2	50	23-9889

(5) 有料老人ホーム

食事や生活上必要なサービスを受けることができる高齢者向けの居住施設

番号	名称	所在地	室数	定員	電話番号
1	サンライフ小野谷	蓬莱町6-24	44	70	21-1068
2	住宅型有料老人ホーム ひだまり	本多1-8-41	13	13	25-6009
3	とまり樹	瓜生町31-1	39	41	22-0055
4	ロイヤルほっとクラブ	高木町55-11-18	25	25	29-3000
5	しらやま山荘	黒川町114-61-1	22	22	28-1101

(6) サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造を有し、高齢者を支援するサービス(安否確認、生活相談サービス等)を提供する住宅

番号	名称	所在地	室数	定員	電話番号
1	フォーユーエクセルわかたけ	堀川町9-15	90	90	22-6767
2	藤の里	国府二丁目8-33	25	29	43-5505
3	藤の杜	北府三丁目12-71	26	26	25-5000
4	越前いきいき健康館	高瀬二丁目4-22	16	24	22-2500
5	ケアフルハウス	広瀬町153-12-2	56	56	22-0030
6	ケアフルハウス しあわせ館	広瀬町153-15-2	28	32	22-0030
7	県民せいきょう サービス付き高齢者向け住宅 丹南きらめき	家久町49-4-1	20	20	22-7761
8	レッツサービス付き 高齢者向け住宅	横根町10-7	21	21	090-6814-4667

(7) 生活支援ハウス

高齢等のため独立して生活することの不安があるものに対し、在宅で自立した生活ができるように支援する施設

番号	名称	所在地	室数	定員	電話番号
1	高齢者生活福祉センター 「エスポアールわかたけ」	瓜生町33-12-2	20	20	25-5700

キーワード別目次

キーワード	サービス名	概要	担当	ページ	
い	一時的な生活の場	生活管理指導	養護老人ホームに一時的に宿泊し、生活習慣などの指導や体調の調整を行います。	越前市	12
		生活支援ハウス	在宅で自立した生活ができるように支援する施設です。	越前市	13
う	運賃割引サービス	市民バス「のろっさ」	運転免許自主返納をした65歳以上の方は、「のろっさ」利用が無期限で無料になります。	越前市	14
		タクシー運賃割引	運転免許自主返納をした75歳以上の方は、タクシーの運賃が1割引きとなります。	越前市	15
		福祉バス（路線バス利用）	福井鉄道が運行する路線バスの市内区間に限り1回100円で利用することができます。	越前市	14
か	介護保険	介護申請・相談	要介護認定の申請からサービスを利用するまで	越前市	33
		介護保険のサービス	介護保険で受けることができるサービス	越前市	35-37
		介護保険料	65歳以上の方の介護保険料	越前市	31
		高額介護サービス費	利用した介護サービスの月々の上限額を超えた分については、超えた分が支給されます。	越前市	34
		支給限度額	要介護度ごとの1カ月の支給限度額	越前市	33
		市内の居宅サービス事業所一覧	介護サービス事業所一覧	越前市	38-41
		市内の入所・入居施設一覧	入所・入居施設一覧	越前市	42-43
		利用者負担の割合	所得に応じて1から3割負担となります。	越前市	34
介護予防教室	いきいき運動広場	映像・音源による運動指導（前年度からの継続者対象）	越前市	28	
	いきいき運動広場パワー	市オリジナル体操・みんなの体操等（今年度新規参加者対象）	越前市	28	
	男の貯筋講座	マシンを使わない筋力トレーニング、体力測定、栄養のミニ指導等	越前市	28	
	のうりょくアップ教室	体力測定、足腰の運動、認知症予防のための運動や講座	越前市	28	
貸付制度	生活福祉資金	経済的自立と生活の安定を目指すための貸付制度です。	社会福祉協議会	20	
家事等生活の支援	軽度生活援助	軽度な日常生活の援助を行います。	越前市	5	
	住民主体サービスB型	住民主体のボランティア団体による利用しやすい柔軟な生活支援	越前市	30	
	寝具洗濯サービス	寝具類の洗濯を年2回行います。	越前市	5	
	その他のサービス	生活に関する様々な支援を行います。	各事業者	8	
	代行サービス	家事や買い物代行、ゴミ戸別収集等を行います。	各事業者	7	
	日常生活用具給付	防火に配慮が必要な高齢者に日常生活用具（電磁調理器）を給付します。	越前市	6	

	キーワード	サービス名	概要	担当	ページ
	家事等生活の支援	福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業)	福祉サービスの利用手続きや、日常的な金銭管理などのお手伝いをします。	社会福祉協議会	6
き	機器貸出・助成	緊急通報装置貸与	一人暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与します。	越前市	15
		徘徊高齢者等家族支援サービス	徘徊高齢者に係る探知システム利用の契約費用を助成します。	越前市	16
	金銭の管理	福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業)	福祉サービスの利用手続きや、日常的な金銭管理などのお手伝いをします。	社会福祉協議会	21
<	車いす移動補助	外出支援サービス	車いす利用者に対し、移送用車両（リフト付き車両等）利用の補助を行います。	越前市	13
こ	交流	いきいきふれあいのつどい	おおむね各町内で行う、介護予防教室、レクリエーション、季節の行事、スポーツ活動等	越前市	28
		家族介護者交流事業	認知症や高齢者ケアの理解を深められるとともに家族間の交流や相談に応じています。	各地域包括支援センター	23
		認知症カフェ	認知症の方やその家族、地域住民等誰でも気軽に集える場所です。	各地域包括支援センター	23
し	事前登録	越前市あんしん見守りキーホルダー登録事業	外出先で身元確認に利用できるキーホルダーを配布します。	越前市	17
		徘徊高齢者等SOSネットワーク事業	事前登録された高齢者に徘徊等の事故が発生した場合、緊急連絡体制で捜索協力の要請を行います。	越前市	17
	住居の改修	住環境整備事業	介護が必要な高齢者の在宅生活を支援するための住宅の改修に対し助成します。(上限あり)	越前市	11
		住宅改修費支給(介護保険)	介護認定を受けている方が住宅改修をした際に費用を支給します。(上限あり)	越前市	11
	食の援助	「食」の自立支援事業	週1回、弁当を自宅へお届けし、その際に安否を確認します。	越前市	1
		宅配サービス	食品・日用品の配達やお弁当の配達を行います。	各事業者	2-3
	助成	在宅介護用品(紙おむつ)費支援	在宅で介護を受けている方に支援金を支給します。	越前市	3-4
	除雪	地域協働事業 (地域ぐるみ屋根雪下ろし支援)	一人暮らし高齢者世帯等の屋根雪下ろしなどの除雪支援をした町内会を支援します。	越前市	18
せ	成年後見制度	成年後見制度	成年後見制度に関する相談に応じます。	各種団体	21
		成年後見制度相談窓口	制度に関する相談窓口です。	各種団体	22
		成年後見申し立て支援	成年後見人申し立てに関する手続きや費用の支援を行います。	越前市	22
		任意後見制度	将来に備え、自分で後見人を選んでおく制度です。	各種団体	22
そ	総合事業	総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)	基本チェックリストで事業対象者と認定された方への介護予防事業です。	越前市	27

キーワード	サービス名	概要	担当	ページ
総合事業	総合事業のサービス	総合事業で受けることができるサービス	越前市	27-30
その他の支援	口腔機能向上事業	歯科健診と口腔ケア指導を受けることができます。	各事業者	9
	訪問歯科健診	自宅に訪問し歯科健診を行います。	各事業者	9
	訪問歯科診療	歯科医師が往診を行います。	各事業者	9
	理容・美容出張業務助成	理容や美容の訪問サービスに対し、出張費用を助成します。	越前市	9-10
ち 地域包括支援センター	地域包括支援センター	高齢者が地域で安心して過ごすことができるように、様々な面から支えています。	各地域包括支援センター	23
に 認知症連携	認知症ケアパス	認知症の症状や市の支援体制について	越前市	24-25
ふ 福祉用具	特定福祉用具販売（介護保険）	介護認定を受けている方に入浴等に使用する福祉用具購入費を支給します。（上限あり）	越前市	36
	福祉用具貸与（介護保険）	介護認定を受けている方に福祉用具（車いす等）を貸与します。（一部負担あり）	越前市	36
ほ 訪問による支援など	家族やすらぎ支援員派遣事業	認知症高齢者の見守りや話し相手をします。	越前市	16
	郵便局のみまもりサービス	訪問や電話により体調確認を行い、その結果をメールでお知らせします。	市内郵便局	16
む 無料相談	暮らしと仕事の総合相談（くらしごとさぽーと）	生活困窮者等の相談窓口です。生活のことや仕事のこと等幅広く相談に応じます。	社会福祉協議会	20
	高齢者の総合相談	高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じます。	各地域包括支援センター	18
	こころの相談	臨床心理士が相談に応じます。	越前市	19
	消費生活相談	消費生活トラブルに関する相談に応じます。	越前市	19
	人権相談	差別や虐待等様々な人権問題に関する相談に応じます。	県、越前市	19
	心配ごと相談	職場・家庭・人間関係など日常生活の悩みごと相談に専門の相談員が応じます。	社会福祉協議会	19
	成年後見制度・遺言・相続に関する相談	コスモスふくい（福井県行政書士会）の行政書士が相談に応じます。	福井県行政書士会	19
	認知症家族の交流・相談	認知症高齢者及びその家族に対する交流事業や相談事業を行っています。	認知症の人と家族の会	20
	法律相談	弁護士が相談に応じます。	社会福祉協議会	18
	ボランティアセンター	ボランティアを必要とする方や活動を希望する方の相談に応じます。	社会福祉協議会	20

くわしいお問い合わせは…

〒915-8530 越前市府中一丁目13-7 越前市役所1階

越前市 市民福祉部 長寿福祉課 (⑧番窓口)

介 護 保 険 TEL.0778-22-3715

高 齢 者 包 括 支 援 TEL.0778-22-3784

FAX.0778-22-3257

メー ル ア ド レ ス tyoujyu@city.echizen.lg.jp

ホ ー ム ペ ー ジ <http://www.city.echizen.lg.jp>